

人物を認識することの 法的問題点

～監視カメラシステムの設置運用基準～

小林正啓

弁護士

国民の圧倒的支持を受ける人物認識技術

平成18年(2006年)5月、東京メトロ霞ヶ関駅において、運輸政策研究機構国際問題研究所(羽生次郎所長)が主催する「顔認証を用いた地下鉄セキュリティシステム」の実証実験が行われた。これは、鉄道テロ対策に係る新技術の開発・導入の一環として、駅の改札付近にカメラを設置して通行人を撮影し、事前に登録したデータベース上の顔データと機械的に照合して、結果をモニタに表示するシステムである。新聞報道によれば、高い認識精度を示したようである。

同じころ、大阪府下で、複数の「通学路見守りシステム」の実証実験が行われた。この実験は、小学校児童にICタグを所持させ、通学路に設置したタグリーダーと監視カメラを利用して児童の現在位置を把握したり状況を撮影したりするものである。報道によれば、保護者には大変好評だったとのことである。

安全・安心を目的として、監視カメラやRFIDを人物認識に用いるシステムは、9.11後の世界情勢や、「頻発」する子どもの安全を脅かす事件を背景に、国民の圧倒的支持を受けている。また、平成14年(2002年)の新宿歌舞伎町を嚆矢として、全国の商店街や繁華街には、監視カメラが急速に普及している。しかし、これらに関する法的問題点に関しては、未検討の部分が多いと感ぜられる。そこで、本稿では上記の話題等を例にとり、監視カメラシステムを中心に、ユビキタス社会における人物認識システムの法的問題点を考えてみたい。なお、本稿において考察対象となる事例は新聞報道に私的な想像を補って想定しているので、実際とは異なることを、あらかじめお断りしておく。

立ちはだかる最高裁判所大法廷判決の規準

◆「監視社会を拒否する会」の主張

さて、前記「地下鉄セキュリティシステム」に対しては、「監視社会を拒否する会」(伊藤成彦、北野弘久、田島泰彦、福島至、村井敏邦共同代表)が、実験中止を求める申し入れを行った。同会は、商店街や通学路に設置される監視カメラシステムに対しても、「人間Nシステム」を構築するものであって、「市民一人一人の一手一投足が、政府・警察によって監視される社会になる」との警鐘を鳴らしている。

「監視社会を拒否する会」が「地下鉄セキュリティシステム」を違法と主張する根拠は次の通りである^{☆1}。

「わが国においては、日本国憲法第13条にもとづく権利として、『何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する』ことが認められ、公権力による無断撮影は正当な理由なしには認められていません。例外的に公権力による写真撮影が許容されるのは、『現に犯罪が行われ、もしくは行われたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもって行われるときである』と厳格に判断されております(1969年12月24日最高裁判決)。

しかるに、貴省らが計画している地下鉄霞ヶ関駅での『顔認証システム』の実証実験は、正当な理由なく、改札口を通過するすべての人の顔に照準をあて、無断で撮影・記録するものであって、上の最高裁判決が示す国民の権利(肖像権)を乱暴に侵害する憲法違反行為であります。」

☆1 <http://www009.upp.so-net.ne.jp/kansi-no/>

◆裁判例の傾向(犯罪との時間的近接性)

「監視社会を拒否する会」が引用する上記最高裁判所大法廷判決は、大学生の主催した政治デモが許可コースを外れた際、警察官がデモ隊の先頭部分を写真撮影した行為の適法性が問題となった事件であるが、上記判決は「監視社会を拒否する会」の引用する規準を掲げた上で、問題となった写真撮影を合法と判断した。公道など公共の場所における撮影や録画が問題となった裁判例としては、このほかに、大阪市西成区のあいりん地区に設置された15台のテレビモニタの適法性に関し、裁判所が「特段の事情のない限り、犯罪予防目的での録画は許されない」と述べた事件(大阪地方裁判所平成6年2月20日判決)や、東京都荒川区山谷の交番前に設置された録画装置付きビデオカメラの適法性に関し、裁判所が「当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合」には、一定の条件の下で、事前のビデオ録画も許されると述べた事件(東京高等裁判所昭和63年4月1日判決)がある。「相当高度の蓋然性」とは一般になじみのない用語であるが、要するに、「近い将来発生する可能性が非常に高い」ことである。

これらの裁判例から規準を導き出すならば、公共の場所で人物を撮影して記録することが許されるのは、犯罪が現に発生しているか、その直前・直後である場合(犯罪との時間的近接性がある場合)に限られることになる。そして、この規準を単純に当てはめる限り、駅や通学路・商店街など公共の場所の歩行者を同意なく撮影し録画する行為は違法となる。なぜなら、犯罪発生前の録画であり、かつ、これらの場所において一般的に「犯罪が発生する相当高度の蓋然性」があるとはいえないからである。

このように見てくると、上記「監視社会を拒否する会」の主張は、理屈としては上記裁判例と合致していることになる。誤解を避けるために付言しておくが、筆者は「監視社会を拒否する会」の主張に賛同するものではない。本稿で指摘したいのは、彼らの主張は国民の支持を受けていないからと無視してよいものではなく、これに対抗し得る、説得力のある理論の構築が必要という点である。

◆従来の「監視カメラ適法説」の限界

もちろん、従来も、繁華街に設置される監視カメラを中心に、その適法性を裏付ける理論構築の試みがなされてきた。その1つが、前述した東京高等裁判所昭和63年4月1日判決の規準を「発展」させて、「犯罪発生の可能性が相当程度高い場合には、犯罪が発生する以前から監視カメラによって撮影録画することが許される。繁華街は一般的に犯罪発生の可能性が相当程度高いから、監視カメラを設置して撮影録画することが許される。」とす

る見解である。

しかし、この見解の論理は、いささか乱暴に感じられる。上記東京高等裁判所昭和63年4月1日判決は、山谷という東日本を代表する「ドヤ街」において、当時、毎日早朝2時間にわたり数百名の労働者がたむろし一般の交通の妨げになっていただけでなく、労働者の争議団が週数回、街頭宣伝用自動車を伴った無許可の違法デモを繰り返し行っていたうえ、付近に事務所を構える暴力団との間に対立抗争が続き、人身傷害事件も発生していた、という事情の下で、その現場を撮影録画するビデオカメラが設置された事案であり、問題となった犯罪態様は、集団による警察車両の損壊である。まさに騒擾行為が一触即発という危機的状況である。この状況と一般の繁華街とを同視することはできない。

さらに重要な問題点は、「犯罪発生の可能性が相当程度高い」ことを要件としている以上、この見解をもってしても、犯罪発生の可能性が平均程度かそれ以下の地域(たとえば通学路)に監視カメラを設置することは許されないし、防犯目的以外の監視カメラの設置は許されないという点である。これは、ユビキタス社会を進展させる立場からは受け入れがたい理論といわざるを得ない。

人物認識システムが人権上問題とされる理由

ここで、読者が持たれるかもしれない素朴な疑問について触れておきたい。筆者がよく接するのは、「監視カメラに撮影されて困るのは、後ろ暗いことをしている人だけではないか」、「最高裁判所がなぜ厳しい写真撮影規準を掲げるのか理解できない。デモに参加している以上、プライバシー権は放棄しているのではないか」といった疑問である。

前述した最高裁判所の事案で問題となったのは、昭和37年(1962年)に行われた大学制度改革反対、憲法改正反対のデモである。このような政治的集団示威行為は、政治的表現の自由として、民主主義社会において最優先で保障される。もし、監視カメラによる政治デモの無制限な写真撮影を許すなら、市民の中には、自分に不利益が及ぶことをおそれて、デモに参加しない者も出よう。監視カメラの前では、人は、正当な行為や適法な行為であっても、それをやめてしまうことがある。これを萎縮効果という。監視カメラはその萎縮効果によって人間の自由を束縛するため、人権上問題とされるのである。この萎縮効果は、監視カメラに限らず、RFID等のユビキタス技術が内包する問題である。

「犯罪との時間的近接性」を監視カメラ設置運用要件から外すための3つの課題

すでに述べてきたとおり、ユビキタス社会を発展させるためには、犯罪との時間的近接性を監視カメラシステム設置運用要件から外すための取り組みが必要である。この取り組みの中身は、おそらく、次の3つの課題に分類される。

第1は、現代社会におけるネットワーク監視カメラシステムの必要性を追究することである。高度情報社会化、少子高齢化、都市化と職住分離、女性の社会進出、社会格差の増大等の社会的背景は、安心や安全、人材の適正配分、産業や生活の効率化等をICTによって実現ないし補完する必要性を増大させている。

第2は、現代社会におけるプライバシー意識の探求である。現代市民は、この10年間で飛躍的に発展した情報技術から多大な恩恵を享受する反面、常にプライバシー情報の断片をネット上にばらまきながら生活することを余儀なくされている。その中で、現代市民のプライバシー意識は、情報社会化とある種の折り合いをつけようとしているように感じられる。それは常にプライバシー意識の後退としてではなく、昂進として顕れることであろう。この点に関しては、社会学者、心理学者、哲学者による研究が不可欠である。

第3は、犯罪との時間的近接性を要件とする上記最高裁判所大法廷判決との理論的整合性を図ることである。あくまで私見であるが、上記判決は昭和37年(1962年)という、インターネットはおろかビデオカメラさえ普及していなかった時代の事件であり、高度情報社会化した現代においては適用範囲を限定されてよい。上記判決は、警察官がデモ隊を写真撮影する行為は、民主主義社会において高度に保障されるべき政治的表現の自由に対して重大な萎縮効果を及ぼしかねないことに鑑み、その適法性の要件をきわめて厳格に規定したものであって、政治的表現の自由の範囲では現代においても変わらず妥当だが、公共の場所一般に監視カメラを設置運用することについてまでは適用されない、と考えることが可能ではないだろうか。

監視カメラシステムの本質とは(監視カメラと肖像権)

監視カメラシステムの設置運用に「犯罪との時間的近接性」の要件が不要になったとしても、当然のことながら、これに代わる法的ルールの策定が必要となる。そのためには、まず、監視カメラシステムの本質とは何か、



■ジェームズ・バルガー事件

という問題を検討しなければならない。

監視カメラシステムの本質について、法律家は一般に、肖像権の問題と考えている。確かに、監視カメラは、画像を取得するものであるから、肖像権の問題と捉えるのが素直であるともいえよう。しかし筆者は、監視カメラシステムの本質は、肖像権の問題ではないと考える。

肖像権とは、「正当な理由なく、肖像を作成されたり、利用・公開されたりしない権利」と定義される。肖像権の中に、芸能人などの「パブリシティ権」が含まれるとする見解もあるが、本稿で問題にするのは一般人の肖像権であるから、「パブリシティ権」は検討対象外とする。一般人の肖像権は、人格権の1つとして、憲法など公法上、および民法など私法上保障されている。

さて、監視カメラシステムの本質が肖像権の問題であるなら、監視カメラの取得する画像(映像)は、肖像権の想定する「肖像」と本質的に同一のものでなければならない。

上の写真は、典型的な監視カメラの画像として引用してみたものである。これは、平成5年(1993年)にイギリスで発生した「ジェームズ・バルガー事件」において、被害者の幼児が拉致される瞬間を撮影したとされる画像である。捜査機関はこの画像と被害幼児の実際の背格好や拉致当時の服装を見比べて、画面中央の子どもが被害者であると推定し、ついで、これと手をつないだ人物が拉致実行犯であること、犯人は小柄な男性(おそらく少年)であること、犯人を特定する情報としてその少年の年齢、髪型、服装、また、拉致目撃者として、少年と対向して歩く女性の存在を知ることができる。

この監視カメラ画像にとって最も本質的な情報は何であろうか。それは、撮影日時場所の情報である。この情報がなければ、画面中央の子どもが被害者であることさえ、特定が不可能になる。また、被撮影者(被害者、犯人、目撃者など)の容貌や姿態、服装や所持品に関する画像情報は、本人およびその行動を特定する手段として、主

たる意味を持つ。一方、犯人の性格や生き立ち、目撃者となる女性の職業や性的魅力の有無については、監視カメラ画像を分析する捜査官は、何の職業的関心も持たないであろう。

さて、読者におかれては、各自、典型的な肖像を思い浮かべていただきたい。歴代社長や校長の肖像でもよいし、ご家族の写真でもよい。映画俳優やアイドルの写真も肖像である。これら典型的な肖像写真には、当該人物の性別、年齢、外貌の美醜や性的魅力、職業など社会的地位、性格や境遇等々、およそ本人の人格の要素となるものが表示されている。肖像権が人格権といわれるゆえんである。一方、撮影日時場所は本質的な情報ではない。また、本人の容貌や姿態、服装や所持品に関する画像情報は、通常、本人を特定する手段ではない。これに対して、本人を特定できない監視カメラ画像は、その存在意味がほとんどない。

このように、監視カメラの取得する画像(映像)と、肖像権の想定する肖像が、その本質において異なる以上、監視カメラシステムの本質は、肖像権の問題ではないと考えるべきである。

それならば、監視カメラシステムの本質は何か。思うに、監視カメラシステムの本質は、個人の行動を追跡し記録するところにある。「いつ、どこで、誰が、何をしたか」を追跡し、記録するのが監視カメラの本質である。このように考えた場合、監視カメラシステムと対立する権利は、主として、個人の行動の自由である。行動の自由とは、正当な理由なく、自分の行動を追跡されたり、記録されたりしない権利のことであり、プライバシー権の一類型として公法上および私法上保護されている。

目を転じて、RFIDシステムを見てみよう。このシステムがプライバシー問題を惹起したのは、ICタグを所持する人間のトレース(追跡と記録)が可能になるからであった。すなわち、RFIDシステムと、監視カメラシステムは、個人の行動を追跡し監視するという本質において同一である、ということになる。したがって、監視カメラシステムとRFIDシステムの設置運用基準は、同一の原理に服すると解される。両システムがユビキタス社会の両輪・両翼をなすことに照らせば、このような思考方法は実際的であるという利点もある。

プライバシー保護技術によって法的問題は回避できるか

監視カメラシステムの本質が肖像権の問題ではない、という点に関連して、プライバシー保護技術について触れておきたい。

監視カメラシステムにおけるプライバシー保護技術の

中に、被撮影者の全身または顔の部分に自動的にモザイクをかけたり、マスクングしたり、あるいは人物像を点(ドット)に置換する技術がある。この技術は、後述する適法性の規準を大幅に緩和させることによって、監視カメラ技術の設置運用範囲を飛躍的に拡大するものであり、その将来性が大いに期待されている。

もっとも、プライバシー保護技術といっても、その運用方法次第によっては、プライバシー問題の解決にならないことは留意されなければならない。

まず、被撮影者の顔に自動的にモザイクをかけるなどの画像処理が可逆的である場合、すなわち、一定の処理によりもとの画像が再現できる場合は、法的には画像全体を暗号化したり、パスワードで保護したりする場合と同様、セキュリティを高めるだけであり、プライバシー権侵害の問題を解決しない。

次に、画像処理が非可逆的であっても、被撮影者の特定が可能となる運用を行う場合には、プライバシー権侵害の問題は解決しない。たとえば、駅構内に監視カメラシステムを設置して、長時間1カ所にとどまる人物^{☆2}を自動的に判別して警告を発するよう設定し、その場所に係員を派遣するシステムを想定した場合、係員の派遣を受ける当該人物は、その行動を把握され、本人が特定されるという意味において、仮にドット化等の画像処理を受けていたとしても、プライバシー権侵害の程度に何ら差異はない^{☆3}。上述したとおり、監視カメラシステムの本質は肖像権の問題ではなく、行動の自由の問題であるから、画像処理によって肖像を抹消しても、個人を特定し、その行動を追跡したり記録したりすることが可能である限りは、プライバシー権侵害の問題は解決しないのである。

監視カメラシステムの設置運用基準(試論)

では、監視カメラシステムに関する法的規準はどのようなものであるべきか。以下、筆者の試論であることをお断りした上で、次の規準を提起したい。

◆目的の正当性

第1点は、目的において正当であることである。「犯罪との時間的近接性」を前提としない以上、犯罪防止目的に限定されない。しかし、行動の自由をはじめとする

☆2 本来通過地点である駅において長時間1カ所にとどまる行為は異常であり、その者は体調不良、迷子などのトラブルに遭遇しているか、または不審人物である可能性が高い。もちろん、単に待ち合わせの相手が遅刻しているだけなのかもしれない。

☆3 もっとも、それ以外の顧客については、モザイクがかけられること等により、本人を特定されなくなっているという意味において、プライバシー権保護の程度は向上したといえる。

他人の権利を侵害したとしても、これを正当化するための要件であるから、単に適法であるとか、違法でないというだけでは足りない。地下鉄など公共交通機関が旅客の安全を守る目的、学校が児童生徒の安全を守る目的は、いずれも正当である。「安全」とまではいかなくとも、顧客など被撮影者に「安心」または「快適」などのサービスを提供する目的も正当と考えてよい。また、被撮影者のためではなく、もっぱら撮影者の利益を図る目的でも、目的の正当性を満たす場合がある。たとえば、顧客の店舗内における購買行動を追跡してマーケティングに用いる目的も正当と考える。ただし、正当とはいえたえば公共の安全を図る目的に比べるとその重要性に劣ることは否定できないから、後述する手段の正当性については厳格な運用が求められる。目的は1つに限定されないが、特定されていないからである。

◆手段の正当性

第2点は、その手段において正当であることである。設置運用主体、設置場所、運用方法、記録のあり方等について、①目的との合理的関連性、②より利益侵害性の低い合理的代替手段の存否、③設置運用時およびこれに先立つ適正な手続の存否等が検討されなければならない。もちろん、手段それ自体が法令に違反しないことも必要である。

◆法的基準の適用場面

なお、目的の正当性と手段の正当性は、監視カメラによる情報の取得場面のみならず、取得した情報の流通、利用、保存の各場面において吟味されなければならない。

監視カメラシステム設置運用基準の具体的な当てはめ

◆「地下鉄セキュリティシステム」について(手段と目的との合理的関連性、他の法律との適合性)

冒頭に紹介した「顔認証を用いた地下鉄セキュリティシステム」は実証実験であり、撮影されたのは撮影録画を承諾して実験に参加したボランティアであるから、この実証実験が適法であることに何の問題もない。問題は、このシステムが一般に実施される場合である。

「地下鉄テロ防止」の目的が正当であることに異論はなかろう。問題となるのは、手段の正当性である。まず、特定の人物の顔画像を事前にデータベースに登録することの合法性が問題となる。このシステムが地下鉄テロ防止を目的とする以上、地下鉄テロと無縁の人物を登録することは許されない。テロ組織の構成員として国際指名手配されている人物をデータベースに登録することは許

されようが、それによって「地下鉄テロ防止」という目的が達成できるかは、疑問である。経験則上、近年の地下鉄テロの実行犯は名もなき一般人であって、国際指名手配を受けるような「大物」が実行犯になるとは想定できないからである。

次に、国内外の捜査機関の内偵捜査によって、「近い将来地下鉄テロを実行する危険性のある人物」と認定された者をデータベースに登録する、という考えは一見正当であるが、これを認めることは、いまだ犯罪を実行していない者に対する公開指名手配捜査を行うことに等しいから、これを適法とする法律を制定しない限り違法である。同様に、特定の宗教団体構成員や、特定政治団体の構成員、特定国家の国民であるだけの理由でデータベースに登録することも、緊急事態でない限り違法であるし、顔認証技術によって特定の人種を判別してモニタ上指摘するように設定することも、不合理な差別として許されない。録画せず、モニタリングをするだけなら適法になるとの見解もあり得るが、このシステムが録画を伴わずに運用されるとは想定しがたい。平成15年(2005年)7月7日に発生したロンドンの地下鉄テロにおいては、監視カメラ映像が録画されていたからこそ、犯人および背後関係の早期特定が可能だったのである。新聞報道による限り、「顔認証を自動的機械的に行い、人間が関与しない」点を強調しているようにも見受けられるが、この点を強調しても、法的問題点を回避できない。

このように考えてくると、冒頭の顔認証システムを地下鉄テロ防止目的で実施することは難しいとの結論になる。

それならば、「地下鉄テロ防止」目的ではなく、「指名手配犯の発見」目的であればどうか。この目的であれば、手段との合理的関連性も認められる。しかし他方、当該指名手配犯以外の膨大な一般市民の顔が録画されることに、問題がないわけではない。指名手配犯のデータと歩行者の顔データが合致したとシステムが判断したときに限り録画が開始される、というのが理想的な運用方法であるが、現在の技術水準に照らした場合、いささか厳しすぎるかもしれない。そうだとすれば、録画データについては、指名手配犯データと合致する人物が写っている場合以外は、短期間に消去されるという運用が必要であろう。

上記の場合、取得画像の流通に関して問題となるのは、警察に録画データを提供する場合の適法性である。「指名手配犯の発見」目的である以上、警察に録画データを提供することが許されるのは、原則として指名手配犯が撮影された部分の画像に限定され、例外として、現行犯およびこれらに準じる状況が撮影されている場面の提供が許される。一般的無限定的に録画データを提供するこ

とは許されない。

◆通学路見守りシステムについて1(より利益侵害性の低い合理的代替手段の存否)

次に、やはり冒頭に紹介した「通学路見守りシステム」に、上記規準を当てはめてみよう。

このシステムに対しては、反対する立場より、「児童の安全は監視カメラによってではなく、保護者や地域の人々の協力によって行うべきである」との意見が述べられている。そこで、「保護者や地域の人々による見守りは、合理的な代替手段と言えるか」が問題となる。確かに、反対説の指摘は正論であるが、問題は、保護者や地域の人々による児童の見守りが実際に可能か、という点にあらう。現代日本における少子高齢化、都市化および職住分離の進行、女性の社会進出は、「日中は子どもと老人だけのゴーストタウン」を多数出現させている。児童の登下校を親や地域住人が見守れない社会状況が背景となつて、「通学路見守りシステム」が提案されていることからすれば、反対説は理想論にすぎないとの批判を免れないであらう。

「通学路見守りシステム」に対しては、「通学路をくまなく撮影するのではない限り、犯罪やいたずらの場所を移動させるだけ」との批判もなされている。目的と手段の合理的関連性がないという指摘である。確かに、児童の安全を図る目的に照らせば、また、経験則上、子どもはしばしば通学路をはずれて下校することからすれば、通学路に限らず学区中をくまなく撮影することが理想とならう。しかし、いたるところに監視カメラを設置することは現実的ではないし、一般人に対する権利侵害も必要以上に増大する。この問題に対処する1つの糸口として、犯罪と場所との関連性に着目した小宮信夫立正大学教授の指摘^{☆4}は有用と考える。確かに、交通事故をはじめ、性犯罪やひったくり等、特定の犯罪類型については「起りやすい場所」が存在するといえるから、その場所の特性を科学的に探求して重点的に監視カメラを配置する、というアプローチは、「目的と手段の合理的関連性」の要件を充たすために必要である。

^{☆4} 小宮信夫：犯罪は「この場所」で起こる、光文社新書。

なお、「通学路見守りシステム」に関して、その実証実験を行った小学校の教諭が、「校門通過時のデータから仲良しグループを割り出し、その経時変化を観察することによって、いじめや仲間はずれの発見に使用したい」という趣旨の発言を行ったとして、話題に上った。その是非はさておき、保護者の承諾なく、「児童の通学時の安全を図る目的」で収集したデータを「いじめや仲間はずれの防止目的」に使用することは、記録データの目的外利用として違法である。

◆通学路見守りシステムについて2(設置運用時およびこれに先立つ適正手続)

当該監視カメラシステムが目的において正当であり、手段と目的の合理的関連性や合理的な代替手段の不存在が認められるとしてもなお、適法であるといえるためには、設置運用時およびこれに先立ち、被撮影者に権利侵害回避の機会を与え、かつ、権利侵害を最小限にする見地から、適正な手続を経ていることが必要である。通学路見守りシステムについて述べると、登下校における児童の安全を守るという目的からすれば、日中またはICタグが通過したときのみ撮影すれば十分であり、一日中撮影・録画を行うのは行き過ぎとならう。また、「監視カメラ作動中」「顔認証によるセキュリティシステム実施中」などの告知文の掲示は原則として必要であるし、この告知文には、実施主体名や連絡先が記載されるべきである。いわゆる隠しカメラの設置が許されるのは、犯罪またはこれに準じる違法行為が発生する相当高度の蓋然性が存在する場合に限定されると考える。また、学校が上記「通学路見守りシステム」を実施するにあたっては、児童の保護者、および、通学路周辺の地域住民の了解を得べく一定の手続(説明会の開催など)を履行することが必要である。

(平成18年10月29日受付)

小林正啓

kobayam@gold.ocn.ne.jp

1962年生。次世代ロボットの安全基準およびネットワークロボットとプライバシー権の問題に取り組む。総務省「安心・安全な社会の実現に向けた情報通信技術のあり方」に関する調査研究会委員。経済産業省次世代ロボット安全性確保ガイドライン検討委員会委員。